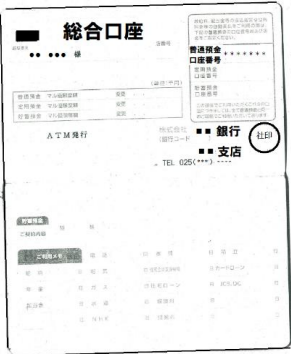


申請書の添付書類

<預貯金等資産を確認できる書類>

※ 1～4は本人名義と配偶者名義両方を提出してください。
 ※ 生活保護を受給している方は添付不要です。

1 通帳の金融機関名・支店名・口座番号・名義人等を記載したページの写し



本人・配偶者

通帳の見開き1・2ページ目

2 普通預金の記帳ページの写し
 (申請日現在の最新の記帳をしたもの)

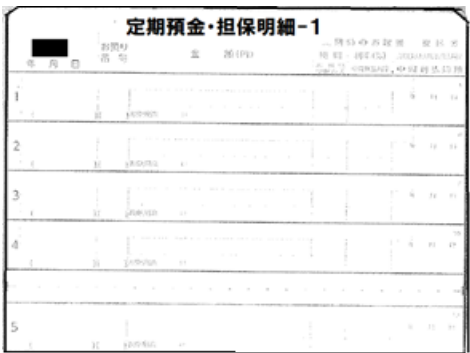
2
カ
月
前

年月日	摘要	お支払金額	お預かり金額	差引残高
04-04-15	〇〇年金		120,000	120,000
04-04-22	カード	10,000		110,000
04-04-28	カード	10,000		100,000
04-05-06	預金利息		10	100,010
04-05-13	カード	10,000		90,010
04-05-20	カード	50,000		40,010
04-05-27	カゴリヨウ	20,000		20,010
04-05-31	コガカゴ		5,000	25,010
04-06-10	カード	10,000		15,010
04-06-15	〇〇年金		120,000	135,010
04-06-24	カード	10,000		125,010

本人・配偶者

申請日の2か月前からの入出金等の記帳が確認できるもの

3 積立・定期預金(担保)等の記帳ページの写し



本人・配偶者

積立・定期預金(担保)等がなくても、定期預金等のページは必要です。

4 その他預貯金等に含まれるものの確認資料

本人・配偶者

預貯金等に含まれるもの ※1	確認方法
預貯金 (普通・定期・積立)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
証券 (株式・国債・地方債・社債等) 出資金 (農業協同組合、信用合等) 等	証券会社や銀行口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)・出資残高証明書や配当金のお知らせに関する通知の写し
投資信託	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローン等)	借用書などの写し (預貯金等から差し引きます)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
絵画、骨董品、家財等、生命保険、自動車、腕時計、宝石等、時価評価額の把握が難しい貴金属など	対象外

※1 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象

<代筆者の本人確認書類>

5 代筆者の本人確認書類等の写し

- ① 親族等(施設職員等以外)の場合
 住所・氏名・生年月日等の記載がある公的証明
 ● 運転免許証 ● 個人番号カード
 ● 国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者証
 ※ 社会保険証は住所印字がないため不可です。
- ② 施設職員等の場合
 ● 施設名・職名等がわかるもの(社員証等)
 および本人確認書類(上記①)
- ③ 成年後見人等の場合
 ● 登記事項証明書、審判の写し等および
 (個人の場合)本人確認書類(上記①)

～添付書類や記載内容は、チェックリストで最終確認してください。～